

# 令和3年度障害福祉サービス事業所等、障害児 入所施設等の実地指導の実施状況について

# 令和3年度実施状況

## 【指定障害福祉サービス事業所及び指定一般相談支援事業所】

- 1 実施時期 令和3年11月～12月
- 2 実施事業所等数 15カ所
- 3 指摘件数 文章、口頭指摘数67件

### 運営に関する基準：59件

○内容及び手続の説明及び同意	15件
○計画の作成（書類の交付）	7件
○サービスの提供の記録	6件
○掲示	6件
○運営規程	5件
○非常災害対策	5件
○工賃の支払い	4件
○会計の区分	2件
○その他	9件

### 給付費の算定及び取扱い：4件

○サービス費・給付費	1件
○各種加算	3件

### 人員に関する基準：2件

○従業者の員数（生活支援員等）	2件
-----------------	----

### 変更の届出等：2件

○変更の届出等	2件
---------	----

# 指摘内訳

【指定障害福祉サービス事業所及び指定一般相談支援事業所】

## 1 運営に関する基準：59件

### (1) 内容及び手続の説明及び同意

【指摘項目】	【留意点】
・重要事項説明書に必要な事項の記載がない	重要事項に必要な事項 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況について必ず記載すること
・利用契約書が一部未交付である	

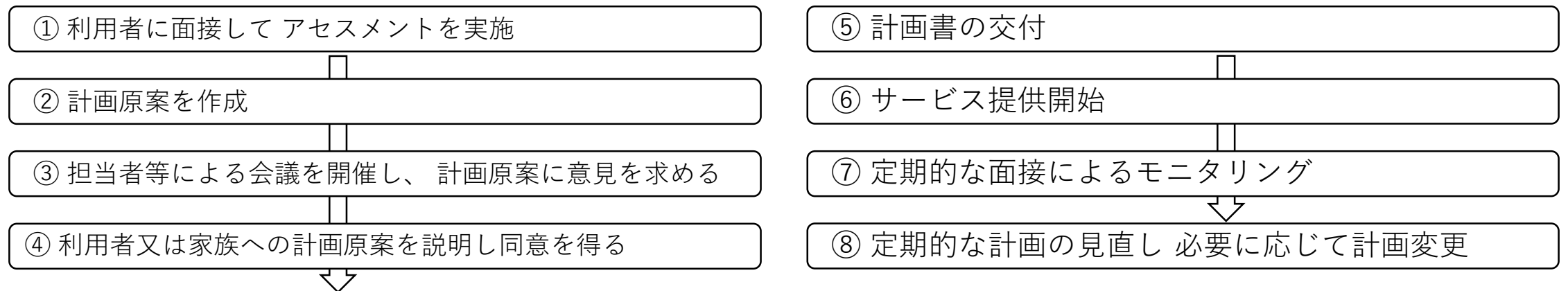
### (2) サービス提供の記録

【指摘項目】	【留意点】
・サービス提供の記録を提供の都度作成していない	記録すべき内容 サービス提供日、具体的内容、実施時間数、利用者負担額等の利用者に伝達すべき事項を記録すること
・利用者の確認を受けていない	
・記載すべき事項が記載されていない	

### (3) 計画の作成（書類の交付）

【指摘項目】	【留意点】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別支援計画の原案の作成、作成に係るモニタリングの記録、会議の記録が作成されていない</li> </ul>	個別支援計画の見直し ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助 ⇒ 少なくとも3か月に1回以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別支援計画の原案の内容に利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ていない</li> </ul>	○ 共同生活援助、療養介護、生活介護、就労継続支援（A型・B型）、施設入所支援、障害児通所支援、障害児入所支援 ⇒ 少なくとも6か月に1回以上

#### 「個別支援計画作成の流れ」



※ 訪問系サービス（保育所等訪問支援を除く）は上記と異なり、計画原案や担当者会議の招集等は必要ありません。詳細は基準条例を参照してください

#### (4) 掲示

【指摘項目】	【留意点】
・ 必要な事項を掲示していない	必要な掲示物 運営規定の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況を事業所の見やすい場所に掲示すること
・ 事業所の利用者等の見やすい場所に、常時閲覧できる状態でない	

#### (5) 秘密保持等

【指摘項目】	【留意点】
・ 利用者に関する情報を提供する場合に、あらかじめ文書で同意を得ていない	他の事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ること

#### (6) 工賃の支払い等

【指摘項目】	【留意点】
・ 工賃実績及び目標額を利用者に通知していない	就労継続支援B型事業所は、年度毎に工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること

## (7) 会計の区分

【指摘項目】	【留意点】
・ 障害福祉サービス毎に経理区分していない	障害福祉サービス事業所毎に経理を区分するとともに、障害福祉サービス事業とその他の事業の会計を区分すること

## (8) 非常災害対策

【指摘項目】	【留意点】
・ 消防計画に規定された避難訓練（年に2回）が1回しか実施していない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防火管理者を定める施設（事業所）については、消防法施行令（第3条の2第2項）において、消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を定期的に行うこと</li><li>・ 消防法施行規則（第3条第10項及び第11項）で、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること、また、実施に当たってはあらかじめ消防署に通報すること</li></ul>

# 指摘内訳

【指定障害福祉サービス事業所及び指定一般相談支援事業所】

## 2 給付費の算定の取り扱い：4件

### (1) 帰宅時支援加算

【指摘項目】	【留意点】
・帰宅時について、帰宅の期間及び支援内容を記載していない	・支援内容を個別支援計画への位置付けること ・家族等と連絡調整を行った際の状況を記録すること

### (2) 訪問支援特別加算

【指摘項目】	【留意点】
・相談支援の内容を個別支援計画に位置付けていない	相談援助等の内容を個別支援計画に位置付けること

### (3) 送迎加算

【指摘項目】	【留意点】
・送迎を行った際の記録が不十分である	記録簿への記載が望ましい事項 送迎日時、利用者名、送迎区間等を作成し、記録を残すこと

# 指摘内訳

## 【指定障害福祉サービス事業所及び指定一般沿相談支援事業所】

### 3 人員の基準

【用語の定義】	
常勤	当該事業所における勤務時間が、 <u>当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。</u> 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。
常勤換算方法	<u>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数</u> （1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。以下同じ。） <u>で除すること</u> により、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。
「専ら従事する」「専ら提供に当たる」	原則として、 <u>サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。</u> この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。



日中活動系、共同生活援助の管理者、サービス管理責任者の人員基準

【原則】

	管理者	サービス管理責任者
日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従であれば、常勤非常勤問わないが、管理業務に支障がない勤務時間を確保すること</li> <li>・福祉経験2年以上、社会福祉主事任用資格等</li> <li>・就労継続支援（A型・B型）のみ、企業経営経験者も可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤専従</li> <li>※2人目以降のサビ管は非常勤可能 他との兼務も可能</li> <li>・60名まで1人で対応可能</li> </ul>
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤専従</li> <li>・知識及び経験が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従であれば、常勤非常勤問わないが、適切な業務遂行に必要な勤務時間を確保すること</li> <li>・定員30名まで1人で対応可能</li> </ul>

# 令和3年度実施状況

## 【障害児入所施設、障害児通所施設】

- 1 実施時期 令和3年11月～12月
- 2 実施事業所等数 5カ所
- 3 指摘件数 文章、口頭指摘数 16件

### 運営に関する基準：11件

- 掲示 3件
- 計画の作成 3件
- サービス提供の記録 2件
- 内容及び手続の説明及び同意 1件
- 勤務体制 1件
- 運営規定 1件

### 給付費の算定及び取扱い：4件

- 各種加算 4件

### 変更の届出等：1件

- 変更の届出等 1件

# 指摘内訳

【障害児入所施設、障害児通所施設】

## 1 給付費の算定の取り扱い：4件

### (1) 欠席時対応加算

【指摘項目】	【留意点】
<ul style="list-style-type: none"><li>当該障害児の状況、相談支援の内容等が記載されていない</li></ul>	相談援助の内容を記録すること

### (2) 入院外泊時加算

【指摘項目】	【留意点】
<ul style="list-style-type: none"><li>家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った際の記録が不十分であった</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>原則1週間に1回以上の病院等訪問し、入院期間中の日常生活上の支援を行うこと</li><li>入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行うこと</li><li>支援の内容を具体的に記録すること</li></ul>

### (3) 個別サポート加算

【指摘項目】	【留意点】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別サポート加算IIについて、支援内容を個別支援計画に位置付けていない</li> </ul>	<p>(個別サポート加算IIについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携先機関等と連携して支援をおこなうこと</li> <li>・ 連携先機関等との共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を必ず文書で保管すること</li> <li>・ 連携先機関等と連携した支援について個別支援計画に位置付け、児童の保護者の同意を得ること</li> </ul>

個別サポート加算（令和3年度報酬改定に伴い新たに創設）

個別サポート加算I	ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価
個別サポート加算II	虐待等の要保護児童等への支援について評価

# 令和3年度実施状況

【障害児入所施設、障害児通所施設】

## 2 変更届

1	事業所（施設）の名称	8	事業所（施設）の平面図及び設備の概要
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所	9	事業所（施設）の管理者の氏名及び住所
3	申請者（設置者）の名称	10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所
4	主たる事務所の所在地	11	主たる対象者
5	代表者の氏名及び住所	12	運営規程
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	13	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		

## 変更届（障がい福祉サービス事業所等）

1	事業所（施設）の名所	13	運営規程
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	14	事業所の種別（併設型・空床型の別）
3	事業者（設置者）の名称	15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
4	主たる事務所の所在地	16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
5	代表者の氏名及び住所	17	提供する障害福祉サービスの種類（重度障害者等包括支援の場合に限る。）
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	18	委託提供する障害福祉サービスの種類並びに委託先の事業所の名称及び所在地（重度障害者等包括支援の場合に限る。）
7	建物の構造概要、平面図及び設備の概要	19	障害者支援施設等との連携及び支援体制の概要
8	管理者の氏名、経歴及び住所	20	連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称
9	サービス提供責任者の氏名、経歴及び住所	21	事業の開始予定年月日
10	サービス管理責任者の氏名、経歴及び住所	22	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要
11	指定相談支援の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所	23	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
12	主たる対象者		13

ご清聴ありがとうございました